

介護職員がうける ハラスメント

AT THE CARE SITE HARASSMENT

“ハラスメントはいかなる場合でも
認められるものではありません。”



体を叩く。



大声を発する。怒鳴る。



業務以外の事を強要する。



必要もなく体を触る。

ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合は事業者に報告・相談、
もしくは介護職員相談窓口に連絡しましょう。

令和3年度から相談日・電話番号が変わります

[介護職員相談窓口] 受付 月～金 10:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 090-6366-3000

高知県 子ども・福祉政策部 地域福祉政策課

介護職員がうける ハラスメント

AT THE CARE SITE HARASSMENT

“ハラスメントはいかなる場合でも
認められるものではありません。”

ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合は事業者に報告・相談、
もしくは介護職員相談窓口に連絡しましょう。

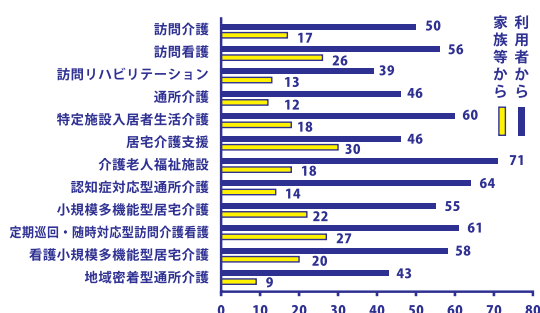
介護現場におけるハラスメントの実態と職員への影響

- ・平成 30 年度の調査によると、施設・事業所に勤務する職員のうち、利用者からでは 4～7 割、家族等からでは 1～3 割が身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなどのハラスメントを受けた経験があると回答しています。
- ・また、ハラスメントを受けたことにより、職員の 1～2 割がけがや病気になった、2～4 割が仕事を辞めたいと思ったと回答しています。

右グラフ 出典：三菱総合研究所

「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業」実態調査（職員）

ハラスメントを受けたことのある職員の割合（単位：％）



ハラスメント対策の必要性

- ・事業者は、利用者・家族等からのハラスメントに対応する責務があります。
- ・ハラスメントの発生の有無は、受けた職員の感じ方や利用者等の性格・状態等によって左右されるものではなく、客観的に発生の有無を捉え、対策を講じることが必要です。
- ・ハラスメント対策は介護職員を守るだけでなく、介護サービスの継続的で円滑な提供に繋がり利用者にとっても重要な対策です。

各事業所における取り組み

- ・平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業（実施団体：株式会社三菱総合研究所））において、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が作成されています。当該マニュアルも活用し、各事業所におけるハラスメント対策に取り組み、安心して働ける職場づくりを目指しましょう。

調査研究事業 HP

https://www.mri.co.jp/project_related/roujinhoken/index.html

相談窓口

高知県では「介護職員相談窓口」を設置し、ハラスメントを含む不安や悩みなどの介護の仕事に関するご相談をお受けしています。
必要に応じて各専門機関への相談の調整なども行います。

【電話による相談】 **090-6366-3000** 受付 ▶ 月～金(10:00～16:00)
(祝日・年末年始を除く)